

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象となる医療費の範囲)</p> <p>第3条 助成対象となる医療費の範囲は、医師が必要と認めた治療であって、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により保険者が負担し、又は助成することとなる額を除いた額（以下「自己負担額」という。）及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代（個室使用料）<u>及び食事代</u>に係る費用は、助成の対象としな</p>	<p>(助成対象となる医療費の範囲)</p> <p>第3条 助成対象となる医療費の範囲は、医師が必要と認めた治療であって、日本国内の医療機関で受診したものに係る医療費のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により保険者が負担し、又は助成することとなる額を除いた額（以下「自己負担額」という。）及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等に係る医療費並びに差額ベッド代（個室使用料）、<u>食事代及び凍結保存</u>に係る費用は、助成の</p>

い。

(1)から(5)まで (略)

(6) 漢方薬の処方

対象としない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 妊娠しやすい体質改善にかかる
漢方薬等の処方

第1号様式の3及び第1号様式の4を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、公布の日以後に開始した不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に開始した不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)